

令和8年度 宇和島地区版 家庭ごみの正しい分け方と出し方

分別早見表はこちらから



●ごみは朝6時から8時30分までの間に申し出ましょう。
●ごみ分別に関するお問合せは、
宇和島市役所 生活環境課 ☎24-1111 (内線2229・2208)

ごみ袋	家庭ごみの例		※1世帯が一度に出せる量は、大サイズで3袋までです。 ※可燃ごみは、片手で持てる程度の重さで出してください。
燃えるごみ 宇和島市指定 大 (約45ℓ) 400円 中 (約30ℓ) 300円 小 (約20ℓ) 200円 特小 (約10ℓ) 100円 ※各10枚入	■汚れたプラスチック類・発砲スチロール ■生ごみ・草木 ■衣類・布類・皮革類 ■リサイクルできない紙類	発砲スチロール、マヨネーズ容器、カップ麺容器、使い捨てライター(使い切って出す)、スーツケース(プラ製)、ヘルメット(プラ製)、レトルト食品容器、生ごみ、アサリ等貝がら、衣類、靴、紙おむつ(汚物は取り除く)・・・など	◎カーテン・敷物等は50cm以下に切断してください。 生ごみはよく水を切って
燃えないごみ 宇和島市指定 大 (約45ℓ) 400円 小 (約20ℓ) 200円 ※各10枚入	■びん缶以外のガラス類・金属類 ■陶磁器類 ■小型家電類(家電リサイクル対象機器は除く) ■その他(傘・電球など)	やかん、茶わん・湯のみ、ガラス・コップ、電球、パソコン、扇風機、炊飯器、プリンター、刃物(紙か布に包んで「ケケン」と表示)、植木鉢、かさ、スパナやペンチなどの工具類、掃除機、ファンヒーター(灯油は抜いて)、電子レンジ・・・など	小型充電式電池は除く レジ袋などで袋を2重にしてはいけません。
びん・缶 宇和島市指定 大 (約45ℓ) 400円 小 (約20ℓ) 200円 ※各10枚入	■飲料・調味料・化粧品等の空きびん ■缶詰・飲料・菓子等の空き缶(軽く中をすすぐ) ■スプレー缶・カセットボンベ	ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰、缶詰、スプレー缶、カセットボンベ、くん煙剤	◎スプレー缶・カセットボンベは使い切り、必ず風通しの良い所で穴をあけてガスを抜いてください。 ◎プラ製キャップは「燃えるごみ」、金属製のキャップは「燃えないごみ」へ。 ◎油やペンキは使い切って、残っている場合は紙などでふき取ってください。 ◎割れたびん(紙か布に包んでケケンと表示)や錆びた缶も回収します。
ペットボトル 宇和島市指定 大 (約45ℓ) 400円 小 (約20ℓ) 200円 ※各10枚入	■飲料・調味料等のペットボトル ■リサイクルマークが付いているもの ■キャップとラベルは取り除くこと	リサイクルマーク このマークが付いたものに限りです。 PET	◎はずしたキャップとラベルは「容器包装プラスチック」または「燃えるごみ」で出してください。 ◎汚れのひどいペットボトルは「燃えるごみ」で出してください。 ◎荒天の場合は、飛散防止のために、なるべく出さないようにしてください。 キャップとラベルを取って中をすすいで

収集日は裏面のびん出しカレンダーで確認してください。

家庭ごみの出し方の注意点

市役所・公民館等に持込できる資源物	きれいなプラスチックごみ (令和8年度から本格運用) ①容器包装プラスチック(「プラ」マークがついているもの) ②プラスチック素材100%できている製品(容器包装以外)に分けて出す。	本庁、各支所、一部の公民館
	●使用済み乾電池(マンガン・アルカリ・ボタン・二次電池) リチウムイオン電池など小型充電式電池は、市役所及び各支所のリサイクル倉庫内の回収ボックスに入れる。 ※充電電池が外れない製品は、分解せずに本体ごと入れてください。	本庁、各支所、各公民館、市内各郵便局
	●廃食用油 ペットボトル等の容器(紙製不可)に入れ、しっかりふたをして出す。植物性油のみ。事業系は対象外。 ●廃蛍光灯・水銀使用廃製品(体温計・温度計) 蛍光灯は割らないように気をつける。体温計・温度計はビニール袋等に入れる。 ●牛乳パック・飲料用紙パック 水洗いして、開いて、乾燥させて出す。内側がアルミ箔の紙パックは対象外。	本庁、各支所、各公民館
	●古紙類 種類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ)ごとにひもで十文字にしばって出す。	本庁 (毎月4のつく日) 鶴島公民館 (毎月第2火曜日)

災害時のごみの出し方

災害時は、被災状況に応じて、住民用災害廃棄物仮置き場を開設します。開設場所や分別区分、搬入時間等は、市で決定してお知らせします。

- ごみは種類ごとに分別する。(分別されていないごみは再分別を行う必要があり、災害復旧の遅れにつながるため)
- 急いで捨てる必要のないごみは、収集体制が復旧するまで、できるだけ自宅で保管する。
- 便乗ごみ(災害と関係なく発生したごみ)の排出、不法投棄、野焼きは絶対にしない。
- 生活ごみは、災害ごみとは区別して排出する。(災害で発生した生ごみは、悪臭や害虫の発生を防止するため、生活ごみとして排出する。)

平常時の備え

- ・不要なごみの処分
.....日ごろから小まめに処分する。
- ・家具などの破損防止
.....家具は固定するなど、災害時の破損等を防止する。

市が収集しないもの	事業系ごみ ●会社や飲食店などの事業所から出るごみ 事業活動に伴って生じるごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分けて、許可業者に処分を依頼すること。
	粗大ごみ (家具、ふとん、自転車等)
	多量ごみ ●大サイズ3袋を超えるごみ ごみ集積場所には一度に大サイズ3袋まで

「広域事務組合環境センター」へのごみの持込みについて

○多量ごみ(可燃・不燃)、粗大ごみは、広域事務組合環境センターへ直接持ち込めます。(家庭ごみ10kgあたり50円)
 ○搬入:月~土曜日 13:00~16:30 (祝日、年末年始は休みです。) ☎0895-49-5040

宇和島市一般廃棄物収集運搬業許可業者 R8.2.1現在
(※詳しくは市ホームページでご確認ください。)

燃えるごみ・燃えないごみ 粗大ごみ	㈱アイリク 58-4730 ㈱アイリック 090-2106-6658 (名)赤坂商事 52-0172 ㈱イナミコーポレーション 25-7003 ㈱エヒメ都市開発 27-1830 ㈱小川電機商会 23-5558 ㈱ガイアエクスプレス 49-6888 かつづけ本舗 090-3183-9291 鬼北リサイクル㈱ 45-1164 サン・エコ・サービス 23-5161 ㈱四国環境開発 27-2000 ㈱シトラス 27-2335 ㈱城南開発 27-0476 末光運送㈱ 22-0717 南国商事㈱ 32-5858 ㈱松本興業 28-0142 ㈱山本建設 24-1417 ㈱丸市環境開発 25-2236
燃えないごみ 粗大ごみ	㈱浅田環境開発 65-9270 船田運送㈱ 32-3537

環境センターで処理できないもの

以下のものは購入店、販売店に引きとってもらるか、専門の処理業者へ依頼してください。【有料】

原付以上の車両および部品、自動車用ゴムタイヤ、バッテリー、消火器、建設廃材、スプリンクラーレス、電気温水器、太陽熱温水器、プロパンガスボンベ、ドラム缶、農薬、農業用ビニールシート、廃油、石膏ボード、瓦、土・砂・石、セメント

家電リサイクル対象機器

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、冷温庫、エアコン、衣類乾燥機、洗濯機

- ・有害性のあるもの(農薬、毒物、劇物など)
- ・危険性のあるもの
- ・引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発生するもの
- ・液状のもの
- ・幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以上のもの
- ・直径10cm以上、長さ1m以上の木等